

湖西市における飲食店への営業時間短縮要請について

湖西市内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市内飲食店に対し、下記のとおり営業時間の短縮要請を行います。また、要請に応じていただいた店舗に対する協力金の支給を行います。

記

1. 営業時間の短縮要請の概要

- (1) 要請内容 営業時間の短縮要請
- (2) 対象区域 湖西市全域
- (3) 対象施設 飲食店(※通常時の営業時間が5時から20時までの場合は、営業時間短縮要請の対象外です)
- (4) 要請期間 令和3年5月19日(水)から令和3年6月1日(火)まで[14日間]
※準備期間5月19日、20日の2日間、21日以降の営業時間の短縮は必須
- (5) 営業自粛時間 20時から翌朝5時まで(酒類提供は19時から翌朝5時までの自粛)

2. 協力金制度の概要

- (1) 対象事業者 対象区域内で要請に応じた事業者
 - ・対象区域に施設を有する企業及び個人事業主
 - ・静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと
- (2) 支給条件
 - ・業界団体等が定めるステッカーを掲示するなど、感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守していること
- (3) 金額
 - ・中小企業：2.5万円～7.5万円(日あたり売上高の3割)×協力日数(店舗あたり)
 - ・大企業(中小企業で希望する者を含む)：(日あたり売上減少額の4割)^{*}×協力日数(店舗あたり)

※上限額は20万円又は前年度若しくは前々年度の1日あたり売上高の3割のいずれか低い額

<協力金支給、不支給の例> (感染拡大防止の取組みを行い、営業時間の短縮を実施○)

ケース	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	1 [*] 日	協力金
	時短要請(準備)期間		時短要請期間												
①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	支給(14日分)
②	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	支給(13日分)
③	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	支給(12日分)
④	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不支給
⑤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	不支給

※6月2日午前5時まで

お問い合わせ先 湖西市産業振興課 商工労政係 TEL 053-576-1215